

京都市告示第704号

平成28年4月1日京都市告示第36号の一部を次のように改めます。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

第1項第1号中「又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」を削り、同項第2号中「登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に改め、第2項第1号中「又は登録建築物調査機関」を削り、同項第2号中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「写し」の右に「又は適合判定通知書等（法第12条第6項に規定する適合判定通知書をいい、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合にあつては、それぞれ各号に定める認定書又は通知書を含む。）の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し」を加える。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)